

# 中央省庁業務継続計画の充実・強化に向けた当面の取組方針

## (第 1 次)

首都直下地震対策局長級会議申合せ

平成24年3月23日

東日本大震災を踏まえ、切迫性の高い首都直下地震への対策強化については、既に各府省庁において業務継続計画の検証・見直しが行われているが、中央防災会議防災対策推進検討会議中間報告(平成24年3月7日)等を踏まえ、特に首都中枢機能の継続性確保の観点から、政府全体としての取組を充実・強化するため、各府省庁においては、本年夏頃を目途に一定の成果が得られるよう、以下の方針に沿って取組を進めるものとする。

### 1 職員の確保

首都直下地震が勤務時間外に発生した場合には職員の確保が課題となるが、必要な職員数の見積もりや参集予測を行っていない省庁や、必要な職員を参集要員として指定していても当該要員が職場近傍に居住していないこと等により必要な職員数を確保できる見込みがない省庁があることから、必要となる職員が確保できる体制について検討すること。

### 2 災害対策本部等の執務環境の確保

参集した職員が、首都直下地震時においても継続すべき非常時優先業務を実施できるよう、以下により執務可能な環境をあらかじめ確保できる対策について検討すること。

#### ① 電力の確保

自家発電設備の燃料については、1週間程度は自家発電設備が稼働できるよう燃料の確保に目途をつけること。また、自家発電設備の配電先を確認し、その見直しを行うこと。

#### ② 情報ネットワークシステムの機能確保

情報ネットワークシステムについて、地震発生後の保守業務の継続性を確実に確保するとともに、バックアップデータの同時被災を回避するための対策について検討すること。

#### ③ 執務環境の確保

非常時優先業務を実施する執務室内の什器等の固定を確実に行うとともに、食料・水だけでなく、簡易トイレや毛布等も備蓄すること。

#### ④ 帰宅困難者対応

平日昼間に首都直下地震が発生した場合を想定して、職員の一斉帰宅を抑制するため、首都圏所在の対応が可能な国の官署について、全職員及び庁舎への来訪者が少なくとも3日間は職場にとどまることができる対策を検討するとともに、近隣で発生する帰宅困難者等の庁舎内への受入れが円滑に進められるよう、受入・滞在場所や誘導體制、市区町村との連携体制等について、管理する庁舎ごとにマニュアルを作成する等、あらかじめ定めておくこと。

### 3 非常時優先業務の検証

首都直下地震を想定した現在の業務継続計画において選定している非常時優先業務について、東日本大震災を踏まえて、時系列に沿った業務内容について改めて検証すること。

その際、現行の首都直下地震の被害想定では想定されていない、より過酷な事象が生じた場合に、各府省庁の所管業務に関連して生じる社会的・経済的被害や、それに伴って新たに生じる業務、また被害事象がより過酷になることに伴って発生が想定される業務継続に支障を及ぼす新たな要因についても併せて検討すること。

### 4 業務継続計画に係る PDCA サイクルの確立

業務継続計画を実効あるものとするためには、計画の策定後も継続的な改善が必要であるが、策定後、一度も改訂していない機関があるなど、PDCA サイクルが機能していない面が見られる。そのため、各府省庁において、業務継続計画について、継続的な改善が行われるよう PDCA サイクルを確立するための仕組みを確立すること。

### 5 訓練の実施等

業務継続計画の実効性を検証、確保するため、首都直下地震等を想定して、安否確認訓練、参集訓練に加えて、災害対策本部の設置・運営等の訓練を含めた、業務継続計画の訓練についての実施計画を作成すること。

### 6 バックアップ機能の確保

入居している庁舎が耐震性を有しない府省庁のみならず、あらゆる可能性を考慮した最悪事態に備える観点から、入居している庁舎が耐震性を有する省庁にあっても、本来の庁舎が被災した場合を想定して一定の業務が実施できるよう代替機能を確保すること。